

令和3年3月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 27 件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第32号「令和3年度平戸市一般会計予算」中、財務部税務課所管の歳入予算の審査において、新型コロナウイルス感染症の影響により総額2億円程度の市税の減収を見込んでいる中で、固定資産税等の減免額相当分については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が国から交付されるとの説明であるが、これだけ多額の自主財源が減少することで財政運営上の影響については財務部長としてどのようにとらえているのかとの質問に対し、市民税等の減少分については、普通交付税の制度上、市税等の減少額に対し一定の割合の基準財政収入額も減ってくることから、交付税額の算定に加味されることとなるため、見た目以上には、大きな影響はないものと考えてはいるものの、自主財源が減ることによって変わりなく、普通交付税自体も減少傾向にある中で、今後の財政運営において憂慮するところであると考えているとの答弁がありました。

次に、財務部企画財政課所管の審査において、令和3年度平戸市一般会計予算中、9款消防費の生月出張所消防庁舎解体事業をはじめとした公共施設の解体工事に伴う設計委託料が予算計上されているが、予算編成及び入札・契約の担当部署として設計委託料の予算措置が必要である根拠、また設計委託の主な内容はどのようなものと認識しているのかとの質問に対し、解体工事の設計については、金額の多寡にかかわらず、適正な入札を行うためには必要なものであり、法に基づいて事前に県に届ける必要があることや、工事発注者として請負業者が解体数量等を適正に処理しているかを確認する責務があるため、調査見積をはじめとした設計委託を行っているもので

あるとの答弁がありました。

次に、総務部総務課所管の「総合行政情報システム維持管理経費」に関し、住民記録、税務、福祉等の基幹系システムについては、平戸市、松浦市、有田町の3市町での共同化によるクラウド方式で運用を行なうことでコスト削減を図るものとの説明であるが、本市単独で実施した場合と3市町共同で実施した場合のコスト削減額の比較はどの程度になると試算しているのかとの質問に対し、3市町の共同化によるクラウド方式で運用を行うことで、5年間で2千万円程度の経費削減に繋がるものと試算しているとの答弁がありました。

これに関連し、これを機に、このような情報システムの標準化・共通化の取組みを拡大していこうという考えはあるのかとの質問に対し、国においても、こういった動きを進めているところであり、本市のシステムの更新時期を考慮しながら、今後とも同様の取組みについて、協議・検討をしていきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、このようなクラウド化と併せてコスト削減に繋がる庁内の事務の標準化についても、随時努めてもらいたいとの意見がありました。

次に、総務部地域協働課所管の「移住定住環境整備事業」に関し、本事業によるUIターン者への補助メニューは豊富であるものの、市内在住者への定住対策のための補助内容が手薄であるように思われる。一人でも多くの地元の若者を市内に定住してもらうための対策を充実させるべきと考えるが、担当課として、どのようにニーズをとらえ、どのように対応していこうと考えているのかとの質問に対し、本事業は、平成27年度に平戸市総合戦略の人口減少対策の一環として、まずは市外からの移住者を取り込むことを第一の目的に創設した補助制度であり、随時見直しを行いながら、現在に至っているところである。定住対策については、今のところ市内在住者の新規住宅の取得に対する支援しかないことから、現状のニーズを的確に把握し、若者に対する賃貸住宅等にかかる住宅支援をはじめ、併せて、公営住宅の入居要件の緩和ができないかなど、主たる担当部署を明確にしながら、関係部署とも協議・検討をしてい

きたいとの答弁がありました。

次に、市民生活部市民課所管の「地域脱炭素ロードマップ策定事業」に関し、本事業の具体的な目的や考え方の内容は、どういうものかとの質問に対し、本市におけるエネルギーの生産と消費の現状を見ると、生産としては、風力発電、太陽光発電、バイオマス利用などがあり、市内で生産しているエネルギーの多くは、市外へ流出している。一方、市民が消費するエネルギーとしては、電気、ガソリン・重油などの燃油があり、消費についても、エネルギーの代金として市外へ流出している状況である。

また、2019年11月以降、固定価格買取制度（FIT）の買取期間が順次満了していき、太陽光発電も設置年に応じて売電価格が安くなってきている。風力発電も今後数年で固定価格買取期間が満了していくことになる。さらには太陽光発電・風力発電では、需要と供給のバランスを保つために出力抑制がかかり、余剰電力が発生し活用されていないという現状もある。

そういった中において、平戸市CO₂排出ゼロ都市実行計画に基づきゼロカーボン都市を目指し取り組んでいる本市においても、再生可能エネルギーのポテンシャルは大きいものと考えていることから、CO₂排出ゼロへの継続した取り組みと並行し地域内で生産されている再生可能エネルギーを地域内で、有効に活用できるようエネルギーの地産地消による地域への還元、産業の活性化、雇用の創出などの可能性を研究し、持続可能な地域社会づくりに繋げていくため、経済産業省の補助率10/10であるエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金を活用し、有効かつ実践的なプラン立案のための調査分析及び戦略設定等を委託するものであるとの答弁がありました。

また、併せて、今後の国のモデル事業などにおいても国庫補助メニューの対象としての活用がしやすくなるものと考えているとの説明がありました。

次に、議案第47号「令和2年度平戸市一般会計補正予算（第14号）」中、市民生活部健康ほけん課所管の「新型コロナウイルスワクチン接種事業」に関し、現時点に

おける市内での新型コロナウイルスワクチン接種のスケジュールや対象者等の見通しはどうなっているのかとの質問に対し、現在、長崎県が実施主体となって県内3ヶ所の医療機関においてワクチンの先行接種が2月から始まっており、本市での医療従事者へのワクチン接種は3月下旬から4月上旬にかけて予定されている。また、市が実施主体となるワクチン接種は、はじめに高齢者を対象とした接種を計画しているところであるが、今のところ、県から割り当てられる高齢者向けのワクチン供給量の見込が、4月12日の週に1箱(975回分)、4月26日の週に1箱(975回分)と配分量も非常に限定的であることから、まずは高齢者のうち75歳以上(7,108人)を対象として、4月中旬以降に接種を開始する予定で検討をしているところであるとの答弁がありました。

これに関連し、75歳以上の高齢者については、4月上旬にワクチン接種券を発送する予定とのことであるが対象者7,108人に対し、県から配分されるワクチンの供給量が余りにも不足していることから、各医療機関においては予約が殺到するなど、相当混乱を招くことになるのではないかとこの質問に対し、ワクチンの供給については、国から県に配分され、県が市町へ配分をすることとなっており、4月に入れば、新たに、5月以降のワクチンの配分量の見込みもある程度、見通しがたってくるものと予測されることから、医師会をはじめ関係機関とも協議を行い、国からのワクチンの配分量の動向を見極め、接種対象者の範囲と接種時期等を、随時コントロールしながら、できる限り円滑なワクチン接種が実施できるよう努めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第6号「平戸市犯罪被害者等支援条例の制定について」に関し、本条例の目的及び支援の内容は、どういったものかとの質問に対し、犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、市及び市民等の責務を明らかにし、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復、軽減および犯罪被害者等の生活の再建を図るための支援を総合的に行うとともに、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、支え合い、誰もが

安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的としている。

また、支援の主な内容としては、総合的な窓口の設置、日常生活の支援、心身に受けた影響からの回復、居住の安定、雇用の安定などの支援策を講じるとともに、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき、遺族見舞金等を支給するものであるとの答弁がありました。

次に、**議案第8号「平戸市介護保険条例の一部改正について」**に関し、令和3年度からの第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料が値下げとなる主な要因は何かとの質問に対し、①第7期に計画していた新たな地域密着型サービスが実施に至らなかったことによる給付費の減によるもの。②65歳以上の第1号被保険者数の増により保険料を負担する者が多くなったこと。③要介護認定者の減によるもの。④介護給付費準備基金の取り崩しによるものなどが、今回介護保険料が減額となる主な要因であるとの答弁がありました。

これに関連し、介護サービスの利用状況は、どのような状況か、また総合事業が始まったことも介護保険料の値下げに関係があるのかとの質問に対し、要介護認定者のうち要介護度が高い、要介護4・要介護5の人数が減少傾向にあること。また、総合事業が始まったことにより、在宅サービスに係る介護給付費の減少に繋がったものと分析をしているとの答弁がありました。

これをもって、本委員会において付託を受けました案件の審査報告を終えますが、最後に、本委員会は所管に属する事項について先進地等の調査を行いたいので、調査終了まで閉会中の継続調査に付していただきますよう申し出いたします。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 22 件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第 27 号「令和 2 年度平戸市一般会計補正予算（第 13 号）」中、教育委員会教育総務課・学校教育課所管の「モバイル通信機器整備事業」に関し、小中学校が臨時休業となった場合にWi-Fi環境が無い世帯へ貸し出すとのことであるが、平常時の活用はどのようにするのかとの質問に対し、児童・生徒の家庭の通信環境を調査した結果によると、約 7 割の家庭にWi-Fi環境があるが約 3 割の家庭には整っていないことが分かった。今回、導入する機器の 70 台は、要保護・準要保護の世帯でWi-Fi環境が整っていない世帯を想定した台数であり、活用としては通常は校舎内でのWi-Fi環境がない教室や、体育館等でICT機器を活用した学習が行えるように使用し、臨時休業等を行う必要が生じた場合に学びを継続するためWi-Fi環境がない世帯へ貸し出すようにしているとの答弁がありました。

次に、議案第 32 号「令和 3 年度平戸市一般会計予算」中、農業委員会事務局所管の、「農業委員会運営事業」に関し、農地利用最適化推進委員は総会における決議権等も無く総会へは年 7 回の出席とのことであり、報酬についても農業委員との差があるが、問題等を共有するためには毎回出席する必要があるのではないかとこの質問に対し、近隣の佐世保市、松浦市、佐々町の推進委員は毎月出席しているが、担当地区の議題がある場合に出席を求めている市町もある。今後はさらに他市の状況を調査しながら、推進委員の対応について検討していきたいとの答弁がありました。

同じく同事務局の、「機構集積支援事業」に関し、農地の意向調査、非農地調査は毎年何件程度行っているのかとの質問に対し、毎年各 600 件程の調査を行っており、

意向調査はA分類の者を調査しており回答としては、「自ら耕作を行う」、「中間管理機構への利用希望」、「所有権移転を考えている」などの回答が多くなっている。非農地通知はB分類の者を調査しており、田平地区、生月地区、大島地区は平成 28、29、30 年度に行い耕作放棄地の筆数は減っている。北部地区、中部地区は国土調査が行われているため状況を見ながら調査を行い、南部地区は、まだ国土調査が始まっていないので、2～3年後に通知を行い非農地の筆数が一定程度減少するのではないかと考えているとの答弁がありました。委員からは、手続き上、一斉に通知を行い調査を実施すれば処理が間に合わないとも聞いているので、農林課とも連携しながら土地の有効利用ができるように努力してもらいたいとの意見がありました。

次に、農林水産部農林課所管の、「鳥獣被害防止総合対策事業」に関し、ワイヤーメッシュ設置後に、耕作放棄地になった農地の把握や指導はどのようにしているのかとの質問に対し、平成 19 年から設置を進めているが、設置後に全部または一部が耕作放棄地となり管理が出来ていないところもあると思っている。農林課だけで全体を把握することは難しいことから、現状把握について、中山間地域の組織の方々、農業委員会などと今後、どのように連携できるか検討し、設置の効果が発揮できるように努めていきたいとの答弁がありました。

次に、同課の「多面的機能支払交付金事業」に関し、事務が煩雑なことから解散した組織があるようだが、土地改良区の事務職員や他の多面的組織の事務員が兼ねることにより組織の維持を図ることはできないのかとの質問に対し、他県ではそういった事務も行っているところがあると聞いている。令和 2 年度に土地改良区連絡協議会の組織を立ち上げたので、その中でも意見交換を行い検討したいとの答弁がありました。

次に、同課の「人・農地問題解決加速化支援事業」に関し、現在の進捗状況はどのようになっているのかとの質問に対し、令和 2 年度に人・農地プランの実質化に取り組んだが、コロナ禍の影響を受け、予定していた数の集落に入って推進することが出来なかった。まだ取組めていない集落については、令和 3 年度までに終了したいと考

えている。プランが作成されれば、集落における農地の方向性、担い手の動向など状況を確認することができるため、作成したプランを今後どのように活かしていくかが課題であると思う。策定後も、各集落をフォローアップしながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、農林水産部水産課所管の、「水産物流通販売体制強化支援事業」に関し、殺菌装置など施設整備の支援ということであるがどのような事業かとの質問に対し、生鮮魚介類の流通販売において、産地の衛生管理が重要となっていることから、オゾン殺菌装置や荷捌施設で使う海水を殺菌する装置など、衛生管理面での整備や、タブレット等のICT機器導入による作業の効率化につなげるための支援である。特に、衛生管理面については、他市の漁協などでは既に取り組んでいるところもあることから、本市の販売体制の強化に取り組むための支援であるとの答弁がありました。

また、施設を整備することにより販売にどう影響したのか事業の成果の推移を把握していく必要があるのではないかと質問に対し、この事業については、7年間（令和3年度から令和9年度まで〔第2次平戸市総合計画期間〕）を予定しており、効果が上がれば拡充することも考えていることから、事業の成果をきちんと把握、分析しながら取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部商工物産課所管の、「食料産業・6次産業化交付金事業」に関し、ひらど新鮮市場に直営レストランを令和4年3月に開設するとのことであるが、新規雇用による人材の確保は難しいと思われるがどのように考えているのか、営業形態はどのように計画しているのかとの質問に対し、9名の新規雇用を見込んでいるが、新たに雇用した者がすぐにレストラン部門に携わるのではなく、直売所担当者との流動体制でスタートさせる予定にしている。開設に向け人材育成が必要なこともあり現在、募集を行っている。営業時間は、午前11時から午後2時までの予定で、団体の観光客をターゲットとしており全席数43席、客単価を1,500円で試算し、4年目からは約3,500万円の売り上げで黒字になるように努力していくとの答弁がありました。

た。また、施設は交通量が比較的多い道路に面していることから出入りでの交通渋滞、安全対策はどのように考えているのかとの質問に対し、交通渋滞を緩和するために駐車場を広く整備しているが、面している道路が県道であるため関係機関とも今後検討していきたいとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部観光課所管の、「平戸城誘客対策プロモーション事業」に関し、GoToキャンペーンが開始されることを見込み、平戸を選択していただくためのプロモーション経費や、リニューアルオープンする平戸城からオランダ商館にかけて観光客が市内へ回遊することを目的に事業を行うとのことであるがどのように情報発信を行うのかとの質問に対し、コロナ禍であることからSNSを活用し、特に、YouTubeなどの動画がより効果があると言われており時期を見極めながら行うなど、特に、九州北部を中心に誘客を行いたいと考えているとの答弁がありました。

また、事業のなかで南蛮文化を活かした南蛮菓子フェアとはどのようなものかとの質問に対し、街なかには数店舗のお菓子屋さんがあることから、街なかの菓子店巡りや展示販売を行い、歩き回って街の賑わいを創出するものであるとの答弁がありました。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課所管の「ICT教育環境整備事業」に関し、「平戸市ICT教育ビジョン構想図改訂版」によると端末の家庭への持ち帰り時期は令和4年度から令和5年度となっているが、令和2年度から令和3年度の家庭環境調査は進んでいるのかとの質問に対し、令和3年4月に各家庭への調査を行いWi-Fi環境の最新の状況を把握したいと考えているとの答弁がありました。また、令和3年度中に児童生徒の家庭でWi-Fi環境は揃うのかとの質問に対し、Wi-Fi環境が全て揃うことが理想であるが、通信料もかかることから難しいのではないかと考えている。国は、緊急時においては、GIGAスクール構想においても家庭での学習を進めており、家庭でのWi-Fi環境を奨励している。教育委員会としては、緊急時のオンライン授業には、インターネット環境が無い要保護・準要保護世帯には、

モバイルルーターの貸与を考えている。また、平常時のドリル学習には、保護者による整備を行ってもらおうよう理解を得るため、啓発、周知をしていくこととし、まずは学校に登校しインターネットを利用して学習したり、教師が直接教えるなど環境を整え、Wi-Fi環境がある世帯と無い世帯の子供の学習の差が無いようにしたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会生涯学習課所管の、「WEB公民館講座整備事業」に関し、WEBシステムを活用することによりどのようなメリットがあるのかとの質問に対し、各公民館の担当者からは、「各公民館で開催している講座を他の公民館でも受講することができる」、「システムを活用しWEB会議を行うことで、会議における移動時間が無くなり業務の効率化が図れる」、「公民館同士の意見交換等が進む」というメリットがある。生涯学習課からは、今後、生涯学習課、公民館だけでなく、各種団体、庁舎内の他課の会議での活用など様々な活用方法があるのではないかと考えているとの答弁がありました。委員会からは、今の時代に即した事業であり、いつでも、どこでも講座などに参加ができることから、機能を有効に活用し、広く市民に利用されるように期待したいとの意見がありました。

次に、議案第38号「令和3年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計予算」に関し、平成9年8月の施設開設から年数が経過しているが今後の改修はどのように考えているのかとの質問に対し、大島村には個人の宿泊施設はあるが経営者の高齢化もあり個人経営は困難になってくると思われることから、いさりびの里の宿泊施設は大島村には必須の施設である。今後も継続して存続できるように、長寿命化を図り維持管理修理計画を立て年次的に施設の改修を行っていきたいとの答弁がありました。

また、観光による集客を行うには観光課などとの連携が必要ではないのかとの質問に対し、イベントでは直接的な観光課との連携は行っていないが、観光情報については情報の共有を図りながら行っているとの答弁がありました。また、委員会から、行政内部の連携も必要であるが、指定管理者においてはDMOの理解のもと、観光協会

との連携強化を行うよう指導する必要があると指摘しました。

次に、議案第 40 号「令和 3 年度平戸市水道事業会計予算」に関し、老朽管の更新の優先順位や今後の改修計画はどのように考えているのかとの質問に対し、耐用年数を超えているものの把握、漏水事故の発生度合い、管の種類、給水人口などから管路別に点数化し優先順位を決定している。また、年間建設事業費を約 4 億円で平準化し計画的に実施しているところであるとの答弁がありました。

また、企業債にかかる支払利息の減少の理由と、現在の残高はいくらあるのかとの質問に対し、支払利息が減少した理由は、令和 2 年度に 3 億 2,700 万円ほど元金を償還したことに伴い支払利息が 834 万 6,000 円減少したものであり、企業債残高は令和 2 年度末で 53 億 6,400 万円であるとの答弁がありました。

次に、議案第 46 号「指定管理者の指定について（平戸市平戸オランダ商館 1639 年築造倉庫）」に関し、2 年前に指定管理者の指定を受ける際、4 年間の認定を受けることになっていたが、2 年間の決定によりその間の集客に対する対応を求められてきたが、反省を踏まえどのような改善を行ってきたのかとの質問に対し、近くに駐車場が無いことから、平戸港交流広場からオランダ商館までの誘導案内板を設置しオランダ商館への誘導を強化したほか、指定管理者との連携を図るため、課題共有と今後の取り組みについて協議を重ねてきたところである。指定管理料については、館長の人件費を松浦史料博物館とオランダ商館との割合を変更し、割合を 50%から 30%に減額することや、電気料金の契約見直しや職員の努力により管理運営経費等を削減することで、年間 200 万円を減額し 1,900 万円としたところである。また、今年度、展示にとらわれない施設の活用策について、史跡平戸和蘭商館跡保存活用計画の策定にも取り組み、そのなかでカフェの設置に向け、オランダ商館内に休憩スペースを設置することや屋外での仮設によるカフェスペースの設置など、どのような形態が商館に適したものか検討している。さらに、平戸オランダ商館開館 10 周年の節目の年でもありホームページのリニューアルや、一部展示を体験型の VR 導入やセンサー設置による

変化のある展示にリニューアルする予定であり、指定管理者においては歴史にとらわれない企画展の開催も計画している。4月には平戸城がリニューアルオープンすることで誘客が見込まれることから、観光課の事業とも連携し今後ともオランダ商館への誘客に努めると同時に、調査研究分野も推進しながら、商館設置の大きな目的に沿った文教施設としての役割を果たしていきたいとの答弁がありました。

なお、本委員会は所管に属する事項について先進地等の調査を行いたいので、調査終了まで閉会中の継続調査に付していただきますよう申し出いたします。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。